

# 和地ひとみレポート No.154

## 4月1日より教育委員会制度改正 東大和市は来年度より新制度を導入

### ■教育委員会制度が変わる

…前号でもお伝えしたように、今年度は様々な新制度が施行され、基礎自治体（市区町村）の重要性が増しています。その一つの大きなこととして「教育委員会制度の改正」があります。これは「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が4月1日に施行されたことに伴います。

…この教育委員会制度の改正については、報道などでも取り上げられていました。今回の改正の趣旨は、これまでの教育委員会の課題を解決するためとされ、以下の5つの点が挙げられています。

（課題1）教育委員長と教育長のどちらが責任者かわかりにくい

⇒教育行政における責任体制の明確化

（課題2）教育委員会の審議が形骸化している

⇒教育委員会の審議の活性化

（課題3）いじめ等の問題に対して必ずしも迅速に対応できていない

⇒迅速な危機管理体制の構築

（課題4）地域住民の民意が十分に反映されていない  
⇒地域の民意を代表する首長（市長）との連携の強化

（課題5）地方教育行政に問題がある場合に、国が最終的に責任を果たせるようにする必要がある。

⇒いじめによる自殺等が起きた後においても、再発防止のために国が教育委員会に指示できることを明確化

…改正の具体的なポイントとしては

- ①教育委員長と教育長を一本化した「新・教育長」の設置
- ②「新・教育長」へのチェック機能の強化と会議の透明化
- ③全ての地方公共団体に「総合教育会議を設置」（＝東大和市にも設置する）
- ④教育に関する「大綱」を首長（市長）が策定

とされており、これらの改正により、今後、各自自治体の教育行政において、様々な特徴が出てくる可能性が増しました。

### ■現実に即した形で明確になったこと

…改正前は、教育長と教育委員長という2つの役職がありました。教育長は「常勤。具体的な事務執行の責任者、事務局の指揮監督者」で、教育委員長は「非常勤。教育委員会の代表者、会議の主催者」とされていますが、どちらが教育行政の責任者か不明瞭だと指摘されていました。また、教育委員については市長が議会の同意を得て任命し、任命された教育委員が教育長を任命する形になっており、市長が直接、教育長を任

命していない状態だったため、任命責任があいまいでした。

そこで、今回の改正により設置された「新・教育長」は、市長が議会の同意を得て直接任命する形に。任命責任が明確になっています。そして、この「新・教育長」については「常勤。教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表＝会議の主催者、具体的な事務執行の責任者、事務局の指揮監督者」とされ、第一義的な責任者が教育長であることが明確になり、緊急時には、常勤の教育長が教育委員会会議の招集を判断できるようになりました。

…文部科学省の解説では、「新・教育長」については、所信表明など丁寧な手続きを期待するとされています。東大和市においても、是非、前向きに、この丁寧な手続きを導入すべき。そうすれば、今後は、教育行政をつかさどる「新・教育長」の考えなどが、市長の所信表明のように表明されるようになります。

### ■教育行政における市長の役割が増大

…教育委員会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の定めにより、教育に関する事務を処理するため、都道府県、市町村等に設置される合議制の執行機関で、市長をトップとする執行機関とは別組織です。

よって、予算の編成や執行、条例案の提出などを行う市長は、「あまり教育には口を出さない方が良いのでは…」となり、教育行政については別執行機関が担当するものという考えになってしまいました。一方、公立学校の設置、管理、廃止、教職員の人事、教科書などの取扱い、生徒指導などを行う教育委員会は「予算の権限を持つ市長は、どのように考えているのだろうか」と気にかけることに。このように密接に関係しているにも関わらず、互いの機関の範囲を気にして現実に即した形で運営されていなかった点を今回の改正では解決しようとしています。…そして、この改正で全ての地方公共団体に設置される「総合教育会議」により、市長と教育委員会が協議、調整する場が設けられ、市長の教育行政に果たす責任や役割が明確になるとされています。

#### 【総合教育会議】

- ・市長が招集。会議は原則公開。
  - ・構成員は市長と教育委員会。（必要に応じ意見聴取者の出席を要請）
  - ・協議・調整事項は以下のとおり。
    - ⇒教育行政の大綱の策定
    - ⇒教育の条件整備など重点的に講ずべき施策
    - ⇒児童・生徒等の生命、身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置。
- （裏面に続く）



## ■市長が策定する教育行政の大綱とは

…また、この改正により大きく変わることは、市長が「教育行政の大綱」を策定することです。この「教育行政の大綱」とは、教育の目標や施策の根本的な方針で、文部科学省では教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参考に定めるものとしています。

…東大和市では、この大綱に記載される例として「学校の耐震化」「学校の統廃合」「少人数教育の推進」「総合的な放課後対策」「幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の充実等」を挙げており、予算や条例等の市長の有する権限に係る事項について目標や根本となる方針が考えられるとしています。

…現在、東大和市には「学校教育振興基本計画」があります。文部科学省では、協議、調整により「教育振興基本計画」を大綱と位置づけることも可能とされていますが、大綱は教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の根本的な方針とされており、学校教育以外も網羅しなければなりません。よって、東大和市の「学校教育振興基本計画」が大綱の代わりとなることは難しいと思います。また、文部科学省は市長が新たに大綱を策定し、その内容が既存の「教育振興基本計画」と大きく異なる場合は、大綱に即して、「教育振興基本計画」を変更することが望ましいとしています。

…策定にあたっては、総合教育会議において市長と教育委員会が十分に協議、調整した上で定めるようにとされており、調整がついた事項は、市長と教育委員会は尊重義務を負い、それぞれの所管する事務を執行しなければなりません。しかし、事務執行の結果、目標達成が図られない場合でも、尊重義務違反とはならないとされています。教育は非常に重要な行政の役割ということを考えて、最初から目標達成されなかった場合についての対応が明記されていることについては、「大綱とは？」という感覚も覚えますが、教育に関する方針や方向性が明確になるという点において、教育行政が現状より前進、充実することを期待します。

## ■政治的中立性の確保は？

…政治家である市長が教育行政に関わることになることで、心配されているのが「政治的中立性の確保」です。この点について文部科学省は「教育委員会は、引き続き執行機関」とすることと「総合教育会議で、市長と協議・調整は行うが、最終的な執行権限は教育委員会に留保されている」ため、政治的中立性は確保されているとしています。

…また、総合教育会議では予算や条例提案等に加え、保育や福祉等の市長の権限に関わる事項について協議し調整するほか、教育委員会のみ権限に属する事項についても協議（＝自由な意見交換）を行うことを文部科学省では想定しています。しかし、教科書の採択や個別の教職員の人事などの特に政治的中立性の高い事項は、総合教育会議で取り上げるべきではないとされています。

## ■東大和市は来年度から導入

…今回の改正は今年度4月1日から施行されていますが、今回の法律の附則に定められた経過措置を東大和市では適用します。東大和市はその理由を、旧制度から新制度への教育の継続性・安定性を確保するためとしています。近隣市の多くも、この経過措置を適用し、来年度から新制度を導入するところがほとんどです。

…東大和市の現教育長の教育委員としての任期も今年度末までですので、基本的には旧制度の教育長として今年度中は在職し、教育委員長や教育委員会の関係も今年度中は変わりません。

…今回の改正について国は「教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長（＝市長）との連携強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図る」としています。よってこの改正で、市長は「民意を代表する者」として教育行政に今まで以上に大きく関与することになります。

…先に述べたように、現実に即さない形で運営されていた教育行政。今後、教育委員会と市長が連携し、東大和市の教育行政の質を高めていけることは良いことだと思います。一方で、前号のレポートとも関連するように、地方自治体に求められる事が大きく変化していることも事実です。

…東大和市においては、市に求められていることの変化を実感し、今回の改正などもチャンスと捉えるような前向きな姿勢で様々な新たな取り組みを進めてもらいたいと思います。「教育なら東大和」という声が聞こえるような教育行政を実現することが、市の発展のためにも重要です。来年度からの新体制での教育行政の変化に注目したいと思います。

当選以来、月曜ごとに武蔵大和駅で配布させていただいたレポートも、今任期中は、この号が最終号となります。ご愛読、そして様々なご意見、ありがとうございました。

市政、議会について「自然体」「ざっくばらん」にレポート。駅前配布するレポートは毎回、最新号です。

「私たちの身近にある市政、市議会。伝えることがスタートだと思います。」

【プロフィール】



1970年 東京都北区生まれ。父の転勤で1歳から群馬県で育つ。幼稚園からカギっ子。リーダーシップを発揮し、小学校で児童会長、中学校でも生徒会長を務める。大好きな音楽を究めようと武蔵野音楽大学に進学、卒業。卒業後は群馬の山奥の小学校で臨時教諭として担任を2年勤め、新しい試みで授業を活性化させ「元気印の先生」として保護者・生徒から親しまれた。/「学校」の外の一般社会で挑戦しようとベンチャー企業の(株)シートゥーネットワーク（※スーパーマーケットを経営。店頭公開から一部上場、外資系企業に転換）に社長秘書として入社。のち店舗現場に異動、同社で初の女性店長となる。その後、人材開発部長を拝命。/『人を活かす』経営を学ぶため一念発起しカナダに留学。外から見た日本の将来に、漠然とした不安を感じる。帰国後は、不動産投資会社にて企画業務、税理士対応、広報などに従事。2011年4月、初当選。顔の見える議員として、日々奮闘中。

東大和市 市議会議員  
和地 ひとみ

■ 連絡先 和地 ひとみ事務所 HP : <http://www.wachi1103.jp>

✉ [wachi\\_hitomi@cocoa.ocn.ne.jp](mailto:wachi_hitomi@cocoa.ocn.ne.jp) 【電話・FAX】 042-516-8546

〒207-0005 東大和市高木3-274-2-102